

武豊「鳳翔閣」碑について（修訂版）

|      |     |       |       |       |
|------|-----|-------|-------|-------|
| 整理番号 | 題額  | 題額揮毫  | 碑記撰文  | 碑記揮毫  |
| 愛知〇一 | 鳳翔閣 | 東郷平八郎 | 阪本鈺之助 | 大島徳太郎 |

|    |          |           |       |    |
|----|----------|-----------|-------|----|
| 鐫刻 | 撰文建碑年    | 住所        | 場所    | 備考 |
| —  | 一九二〇・大正九 | 愛知県武豊町長尾山 | 武豊町役場 |    |

一. はじめに

本石碑は、明治二〇年に、明治天皇が愛知県武豊の地に行幸した際に、行在所として提供された「鳳翔閣」を記念するものである。「鳳翔閣」は、もとは長尾山という、知多湾に面した標高三二坪あまりの小山に建てられていた。戦後、長尾山は、山ごと削り取られて、海岸埋め立てのために海中に投じられて、現在起伏は全くない。その跡地に「長尾山」の字が当てられ、町役場が建っている。石碑は役場の前庭に立つ。

建碑は、大正九年で、碑記には、明治二四年の大正天皇（当寺東宮）の「鳳翔閣」来訪と記念植樹についても述べている。

■写真1 「鳳翔閣」碑正面



■写真2 「鳳翔閣」碑背面碑記





■写真3 「鳳翔閣」碑配置…手前が「長尾山と鳳翔閣」碑、奥に「鳳翔閣」碑

二. 翻刻並に訳注

■ 翻刻

(正面)

◎ 題辞

鳳 翔 閣

元帥伯爵東郷平八郎書

(背面)

◎ 碑記 (「天皇」等の皇室関連の語が行頭に来るように、改行している)

明治二十年二月陸海軍講武于尾參之間二  
十三日

天皇

皇后親臨觀之郷人澤田儀左衛門與同志胥  
謀築閣于武豊港西山上以奉迎焉是爲鳳翔  
閣

今上在東宮之日巡南勢還而駐鶴駕于此即  
二十四年八月二十日也山上有二松樹一則  
熾仁親王扈縱承

旨所裁一則

東宮所親裁云幹枝長茂見

皇澤之霑被于無彊矣

大正九年八月

貴族院議員正四位勳二等阪本鈺之助撰  
從七位大島徳太郎書

■ 訳注

◎ 碑記

● 本文 (いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した)

明治二十年二月、陸海軍講武于尾參之間。  
二十三日、天皇皇后親臨觀之。  
鄉人澤田儀左衛門、與同志胥謀、築閣于武豐港西山上、以奉迎焉。  
是爲鳳翔閣。  
今上在東宮之日、巡南勢、還而駐鶴駕于此。  
即二十四年八月二十日也。  
山上有二松樹。  
一則熾仁親王扈縱承旨所栽、一則東宮所親栽云。  
幹枝長茂、見皇澤之霑、被于無彊矣。  
大正九年八月  
貴族院議員正四位勲二等阪本鈺之助撰  
從七位大島德太郎書

### ●訓詁

明治二十年二月、陸海軍武を尾參の間に講ず。  
二十三日、天皇皇后親しく之を臨觀す。  
鄉人澤田儀左衛門、同志と胥に謀り、閣を武豐港西山の上に築き、以て焉を奉迎す。  
是れ鳳翔閣たり。

今上東宮に在りしの日、南勢を巡り、還りて鶴駕を此に駐す。  
即ち二十四年八月二十日なり。  
山上に二松樹有り。

一は則ち熾仁親王扈縱して旨を承けて栽する所にして、一は則ち東宮の親しく栽する所と云ふ。  
幹枝長茂し、皇澤の霑ひ、無彊を被ふを見る。

大正九年八月  
貴族院議員正四位勲二等阪本鈺之助撰す  
從七位大島德太郎書す

### ●人物

○天皇 明治天皇。諱は睦仁。幼名祐宮。孝明天皇の第二子。嘉永五（一八五二）年から明治四五（一九一二）年。一八六七年即位。武豊行幸時は、三六歳。

○皇后 昭憲皇太后。諱は勝子。のちに美子。左大臣一条忠香の三女。嘉永二（一八四九）年から大正三（一九一二）年。明治元（一八六九）年、入内して立皇后。武豊行啓時は、三九歳。

○今上 大正天皇。諱は嘉仁。幼名明宮。明治天皇の第三皇子（兄ふたりは早逝）。明治一二（一八七九）年から大正一五（一九二六）年。明治二二（一八八九）年立太子、大正元（一九一二）年即位。武豊行啓時は、一二歳。

○熾仁親王 天保六（一八三五）年から明治二八（一八九五）年。有栖川宮家の長子として生まれたが、嘉永元（一八四八）年に親王となり熾仁と称した。慶応三（一八六七）

年の王政復古では、最高職の総裁となり、戊辰戦争では東征大総督として、薩長連合軍を「朝廷」の軍隊として飾り立てた。維新政権では、福岡県知事や元老院議長などをつとめた。東宮であった大正天皇に扈從して武豊を訪れたのは、五七歳の時。

○東郷平八郎 弘化四（一八四八）年から昭和九（一九三四）年。明治四〇（一九〇七）年に伯爵、大正二（一九一三）年に元帥。

○阪本鈺之助 安政四（一八五七）年から昭和一一（一九三六）年。愛知県鳴尾村（現名古屋市長）生。内務官僚等を経て、福井県知事等を歴任、明治四四（一九一一）年から大正六年まで名古屋市長をつとめた。同年八月二四日から貴族院議員（大正一三（一九三四）年まで）。撰文したのは、名古屋市長をやめたものの、貴族院議員時代のようである。

○大島徳太郎 生年不詳。没年昭和一一（一九三三）年。壮年より愛知県庁に勤務し、書に関する仕事をしていた。退官後は専ら書家として活動。号は君川。

○澤田儀左衛門 不詳。成田新左衛門「武豊行在所」によれば、西浦町古場（現常滑市）の素封家で、鳳翔閣改築に力があつたという。

### ●注

○明治二十年 西暦一八八七年。

○講武 武術の訓練をする。陸海軍大演習を指す。

○尾參 尾張と三河、愛知県。

○郷人 その土地の人。

○南勢 伊勢国南部。具体的には、伊勢神宮至近の、東二見村で、伊勢神宮賓客の休憩・宿泊所として設けられた「賓日楼」を指す。「三・解説」参照。

○鶴駕 皇太子の乗る車。

○二十四年 明治二四（一八九一）年。

○皇澤 天子のめぐみ。

○無疆 無疆に同じ。無窮。かぎりがない、際限がない。

○大正九年 西暦一九二〇年。

### ●口語訳

#### 【明治天皇の武豊行幸と鳳翔閣】

明治二〇年二月、帝国陸海軍は、尾張三河といった愛知県において大演習を行った。

同月二三日、天皇と皇后は、知多湾で展開されている陸海軍大演習を閲兵、観覧された。

これに先立ち、武豊の人澤田儀左衛門は同志とはかり、知多湾武豊港の西山の上に館閣を築き、天皇皇后両陛下をお迎えすることとした。

これが鳳翔閣である。

#### 【大正天皇皇太子時代の行啓と植樹】

今上陛下（大正天皇）が皇太子であられた時、伊勢南部を巡幸され、その帰途に武豊の地の鳳翔閣でお休みになった。

明治二四年八月二〇日のことである。

鳳翔閣のある長尾山の山上に二本の松の樹がある。

そのうちの一本は、皇太子に扈從していた熾仁親王が、皇太子の命をうけて植栽されたものである。もう一本は、皇太子が御手ずから植栽されたものと伝えられている。

その松の樹は、幹も枝も長く伸びて茂り、ゆたかな天皇のめぐみが、限りなく世界を被い、恩沢を行き渡らせているのを象徴している。

### 【記録】

大正九年八月

貴族院議員正四位勲二等阪本鈺之助が撰文した

従七位大島徳太郎が書した

### 三、解説

(一) 明治二〇年陸海軍大演習と天皇皇后の臨観

「鳳翔閣」碑のある愛知県武豊町は、知多半島の中程、東側の知多湾に面しており、在名古屋から電車で一時間程度。今は名古屋工業地帯の一部をなしているが、江戸時代以来、港湾都市として栄えていた。

この武豊に明治天皇の行幸があったのは、明治二〇（一八八七）年、第八次の近畿東海方面巡幸の途次であった。

この年は、父親の孝明天皇の二十年忌にあたり、京都で二十年祭が挙行された。天皇は皇后とともに京都に赴き祭祀を執り行った後、武豊の長尾山で陸海軍の対抗演習を観覧することとなった。

長尾山は当時は標高三二〇程度の丘で見晴らしがよく、知多湾を俯瞰できたという。ここには、もともと県会議長長端山忠左衛門の控家（別荘）が設けられていたのが、亀崎町で望洲楼という料亭を営んでいた成田新左衛門がこれを購入し、望洲楼の支店とすべく改築をしていた。そこへ、宮内省から普請を延期せよとの命令があり、愛知県知事らが来豊して、その建物を行在所とするとの指示があった。そこで改築を変更し、天皇の滞在に便になるよう洋装に変え、二階を広間にして天皇の玉座を置き、一階の見晴らしのよい部屋を随行の有栖川宮殿下の居間とした。

また天皇の演習観覧の便のため、丘の上に「観兵台」を設け、御野立所とした。

二三日当日、天皇は名古屋から汽車で南に下り、武豊村（当時）の道崎仮停車場で下車。長尾山の鳳翔閣に赴く。ここで休憩し、昼食を摂った後、御野立所へ赴き、眼下で展開されている演習を観覧した。午後三時には丘を下って道崎仮停車場から出発し、三時半には武豊港から軍艦浪速に乗船して、海路東京へ向かった。

天皇の鳳翔閣滞在は短時間だったようであるが、有栖川宮は武豊に留まり、鳳翔閣に一泊した。また海軍の艦隊はこのの一週間ほど武豊に停泊しており、伊東祐享少将は望洲楼に滞在しつつ、毎日武豊鳳翔閣へ通って、海軍の演習を観覧したり、湾の景色を楽しんだという。

この行在所の施設を「鳳翔閣」と名付けたのは、皇后宮大夫の杉孫七郎であるとされる。おそらく天皇行幸に先だつての命名であろう。そして「鳳翔閣」の碑が作られ、鳳翔閣の傍らに立てられた。

(二) 明治二四年東宮行啓

明治二四年七月二七日、当寺東宮であった大正天皇（御年一二歳）は、伊勢行啓に出発する。当日中に名古屋に着し、翌二八日、名古屋城並びに練兵を台覧する。二九日には三

重県東二見村に到着し、以後賓日館に長期逗留する。ここは伊勢神宮を参拝する賓客たちの宿泊滞在施設として、伊勢神宮の崇敬団体である神苑会によって、明治二〇年に建設された施設であった。皇室関係者も、伊勢参拝の折には宿泊所として活用した。

東宮の賓日館逗留は、八月一九日までの長期にわたった。「鳳翔閣」碑では「巡南勢」と表現しているが、東宮は賓日館以外を巡回したわけではなく、実態は「長期静養」であった。

帰途は、八月二〇日に東二見村を出発し、鳥羽港から乗艦して武豊港に上陸。鳳翔閣を訪ねて松の植樹を行い、同日中に再び乗船して浜松で宿泊。翌二一日に東京に還啓している。

東宮時代の大正天皇の鳳翔閣滞在もかなり短時間であったようだ。ただ、慌ただしいスケジュールの中で、あえて、武豊に上陸して鳳翔閣を訪ねていることには、父親の明治天皇の事跡をなぞろうという意味合いが込められているのかもしれない。

### (三) 大正九年の建碑と聖蹟化への道

鳳翔閣は、当初料亭として構想され、明治天皇の行幸を契機として行在所となったが、その後は料亭としての営業を許された。明治二〇年の行幸後、料亭として一時栄えたが、やがて客足も遠のき、三年後には閉店となり、澤田氏の手に渡った。その後も、大正天皇始め、皇族の行啓時の滞在所となったというが、昭和三四（一九五九）年の伊勢湾台風の時に倒壊し、ついに再建されることがなかった。やがて長尾山は平地となり、鳳翔閣の跡も消えてしまった。

大正九年の「鳳翔閣」碑の建碑については、その経緯を記した資料等は見つけられず、不明である。ただ、明治天皇聖蹟の動きと関連があるものと推測する。

大正八（一九一九）年、「史蹟名勝天然記念物法」が制定され、明治天皇が行幸するなごした縁の深い場所は「明治天皇聖蹟」として国の文化財に指定されることとなる。そこへ至る前史をまず概観する。

明治維新後、廃仏毀釈の風潮の中で伝統的な文化や文物を保護する動きが出てくる。明治三〇（一八七九）年には「古社寺保存法」が制定され、皇室に関わる寺社あるいは歴史上由緒のある社寺の建造物、宝物の保存にもつばら目が向けられる。民間でも「帝国古蹟取調会」が結成され、史蹟の認識を高める民間運動が展開される。こうした動きを受けて、明治四四（一九一〇）年三月、貴族院議会上に「史蹟及天然記念物ニ関スル件」が建議され、可決される。同年一月には、建議案提出者が中心となって史蹟名勝天然記念物保存協会が発足し、世論喚起の運動を展開する。この会は民間とはいいながら、当時の顯官貴紳学者による任意団体であり、事務所を内務省に置くという、事実上、国策を推進する存在であった。そして明治天皇の死去をはさんで、大正三（一九一四）年から、活動広報誌「史蹟名勝天然記念物」の刊行がはじまり、具体的な史蹟等の候補を順次あげてゆく。こうした動きを受けて大正八年の「史蹟名勝天然記念物法」の制定となった。

法制定を受け、各府県では、自府県における明治天皇の訪問先、すなわち聖蹟候補地の調査選定が広く行われるようになる。愛知県が大正八年に発行した「愛知縣聖蹟誌」<sup>1</sup>も、そのひとつであろう。

県知事の宮尾舜治による「序」には次のようにある（□は空格）。

明治維新車駕東幸の際、□明治天皇始めて蹕を縣下に駐めさせ給ひし以來、本縣は屢々行幸の威儀を拜するの機會に遭遇し、一般縣民の□先帝陛下の御偉徳を瞻仰追慕するの念最も切なるものあり。曩に松井前本縣知事、縣下所在の聖蹟か年所を経るに隨ひ、湮滅に歸せむことを憂ひ、堀田文學士に囑して、之か調査編述の任に膺らしむ。今や業成り、愛知縣聖蹟誌と名け、將に之を剞劂に附せんむとす。

愛知県は、明治天皇の訪問という榮譽を受けることが多く、県民の先帝への追慕の念も強い。しかし、年月の経過により、聖蹟が湮滅してしまうことが懸念される。そこで明治天皇の行幸の地、皇后や東宮の行啓の地を調査し、記録して出版するのだ、という。

そして、本文では、明治元年の東幸から始め、天皇・皇后・皇太后の愛知県訪問を年を追って記していき、靈柩の通過を含め、二十八回の行幸啓について詳述する。さらに「附録 聖蹟地方別略史」として、聖蹟とみなしうる土地・場所として、名古屋市名古屋離宮以下を列記している。

この文書は、愛知県内における明治天皇聖蹟候補地を推薦するための資料として、県によつて作成され、国や関係機関へアピールすることを意図したものであると考えられる。

この「愛知縣聖蹟誌」の中で、本文の「第十一章 京都より還幸（明治二十年二月）」の「武豊行幸」の項に鳳翔閣での滞在が、「陸海軍對抗演習」の項に大演習の觀覽の様が記されている。また「聖蹟地方別略史」では「武豊町行在所」「迎戸御野立所」「武豊村御小休」の三箇所が聖蹟候補としてあげられている<sup>(20)</sup>。

この聖蹟関連文書と「鳳翔閣」碑は、いずれも大正九年に完成した。二つの事業は、同時並行で行われていたわけである。

すなわち、明治天皇の武豊訪問滞在を記念する「鳳翔閣」碑は、武豊長尾山を、明治天皇聖蹟のひとつとして顕彰することを意図して、愛知県によつて、作成、建立されたものであり、明治天皇聖蹟指定運動の一環であったと考えてよいだろう。

明治天皇聖蹟は、昭和八（一九三三）年に至り、文部省告示（官報第二〇五三號）として最初の史蹟指定があり、「行在所」「小休所」「御野立所」など八六件が指定された。愛知県では、名古屋大本営等四件が対象となったが、「長尾山御野立所」もそのひとつに選ばれた<sup>(21)</sup>。具体的には、鳳翔閣を含む長尾山全体が対象であった。そして、昭和九（一九三四）年に、聖蹟であることを示す「明治天皇長尾山御野立所」の石柱が作られた（現存、「鳳翔閣」碑隣）。さらに昭和一一（一九三六）年刊行の「文部省 史蹟調査報告」第九輯において、史跡の現状が、文字説明と四枚の図版（「指定区域図」「鳳翔閣平面図」「觀兵台写真」「鳳翔閣写真」）によつて報告されている。

この明治天皇聖蹟は、昭和二三（一九四八）年、GHQの指示により一斉に指定解除される。それは「天皇にたいする過剰な尊敬に関係するもので……明治天皇が使用した場所や明治天皇ゆかりの特定の場所にたいして示される特別の敬意」があり、格下げさせるべきである、という趣旨に基づく。戦後のGHQのこうした評価は、戦前において、明治天皇聖蹟が、天皇への敬意を涵養するものとして機能していたことを物語る。

「鳳翔閣」碑は、武豊の地を、明治天皇という権威と結びつけ、特別の場所、いわば聖地であることを伝えようとしたものであったと言えるよう。

#### 四 主な参考資料

##### ① 翻刻

○「文化財探訪31 鳳翔閣」(「広報 たけとよ」二〇〇八・七・一 No.831)に要約掲載

##### ② 論文など

・精園「武豊懐舊誌」(自筆) 昭和八(一九三三)年(複写製本一九九四)「武豊町立図書館蔵」

○『武豊町誌』一九七九〜一九八六年。

・本文編、一九八四年。

・成田新左衛門手記「武豊行在所」(『亀崎町史』昭和二〇(一九四五)年)より抜粋「引用…『武豊町誌』資料篇2(一九八三)、及び「武豊町歴史民俗資料館研究紀要」3(一九八九)に収録」

・楠喬「明治天皇と日本最初の陸海連合大演習」(昭和四七(一九七二)年)。「引用…同前」

○宮内庁『明治天皇紀』6、吉川弘文館(一九七一年)。同7(一九七二年)。

○愛知縣『愛知縣聖蹟誌』一九一九年、(国立国会図書館デジタルライブラリー)

○文部省「史跡調査報告」第九輯(明治天皇聖蹟)一九三六年、(国立国会図書館デジタルライブラリー)。同第十一輯、一九三七年。

以上

##### 注

(1) 愛知縣、大正九年発行。現物は国会図書館デジタルライブラリーで閲覧できる。

(2) 「武豊町行在所」「迎戸御野立所」は、明治二〇年の行幸時のもので、本文で述べたように、あわせて「長尾山御野立所」として史跡指定を受けた。「武豊村御小休」は、明治二三年の大演習の際、海軍大将と陸軍大将の御正服を召し替えた靱山與兵衛(味噌醸造業「原田屋」)の屋敷である。昭和一二年に史跡指定を受け、同一三年に記念の石柱を立てた(現存)。

(3) 「官報」第二〇五三號、昭和八年十一月二日。

以上

二〇二三年十月 薄井俊二訳す

二〇二四年一月 薄井俊二修訂版